

相 続 届 出 書

年 月 日

被相続人	ふりがな住所	〒		
	ふりがな氏名			
相続人	ふりがな住所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治	年 月 日	持分
	ふりがな氏名		電話	／
相続人	ふりがな住所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治	年 月 日	持分
	ふりがな氏名		電話	／

東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理事業

施行者 江戸川区

代表者 江戸川区長 殿

次表の土地について 年 月 日 所有権・借地権 を相続したので、相続を証する書類を添えて届け出ます。

登記簿登記事項又は被相続人が申告した土地				
町 丁 目	地 番	地積(m ²)	権 利 の 種 別	被相続人の住所及び氏名

備考

- 1 原則相続手続きが必要です。相続手続きができない場合のみ、本届出書を提出してください。
- 2 相続人が多数のときは、新様式3別紙に署名してください。
- 3 相続人が1人のときは「持分」の記載は不要です。相続人が複数で「持分」の記載がない場合は、相続人が等分したものとみなします。
- 4 相続を証するのに必要な書類を添付してください。相続を証する書類としては、一般的に次のようなものがあります。
 - (1) 被相続人及び相続人全員の除籍謄本、戸籍謄本、原戸籍謄本
 - (2) 遺言、遺産分割協議書
 - (3) その他係員の指示により、相続放棄申述受理証明書、相続分不存在証明書、住民票抄本、戸籍の附票など
- 5 全相続人が署名の上、全相続人の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、旅券の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類））を添付してください。
- 6 本相続届出書は、相続人が届出時点から変更となった場合においても、南小岩七丁目のまちづくり事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）において継続して有効なものとはみなしません。よって、本相続届出書にかかわる権利が、譲渡、承継その他の事由で他者のものとなる場合は、改めて本相続届出書を提出し直す必要がありますので、必ず変更となる権利者に本相続届出書の内容について説明してください。